

市町村合併等についての考え方

平成 10 年 4 月 8 日

自由民主党行政改革推進本部

自由民主党行政改革推進本部は、地方分権・地方行革問題について議論を行い、まず市町村合併等について、その基本的な考え方を以下の通りとりまとめた。

1. 基本的考え方

- (1) わが国はこれから、画一的なレベル・アップ方式を改め、地域ごとの自己責任・自己決定方式のもとで個性と活力に富む地域づくり(地域振興)を進めるため、画期的な地方分権を実現しなければならない。そして、このような地方分権の受け皿は、基礎的自治体である市町村であるべきであり、その場合、行財政基盤の強化、事務処理能力の確保、効率性の向上等の観点から、市町村の規模拡大が強く求められるところである。
- (2) また、少子高齢社会が到来する中で、介護サービスなどの福祉、廃棄物のリサイクル・処理などの資源保全等を中心に、住民の多様化する行政サービスへのニーズに確実に対応していくためにも、市町村の規模拡大が求められている。
- (3) 他方、市町村の置かれている実際の立地条件は区々であり、このことを考えれば、市町村の規模についてあるべき姿を一律に示すことは適当でなく、また、現実にも可能とも考えられない。市町村が与えられた条件のもとで規模拡大を図っていく場合の指標となるよう、人口段階別等に事務権限賦与の姿を示していくべきと考える。
- (4) さらに、市町村合併の具体化は、住民の意思に基づいて行われなくてはならない。合併促進のための国、都道府県のとるべき施策は、地方分権とその担い手としての市町村の合併の必要性についての PR のほか、住民の合併意志が発動しやすくなるための条件を整備するとともに、合併を支援する制度の充実を図ることである。
- (5) 市町村行政の広域化については、交通・情報通信の発達、日常生活圏の拡大や地域間の連携・協力の促進等により、その必要性が高まってきており、これについては、広域行政機構の活用等により一定の成果があげられてきたところであるが、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施等を一つの市町村が行うことが効果的である。

以上のような認識に立ち、わが党としては、市町村合併を推進することとし、各般の具体的方策を提示し、実現を図ることとする。

2. 市町村合併の推進と都道府県、国の役割について

合併は市町村が自らの課題として、自主的、主体的に推進すべきである。

都道府県、国は、市町村のこのような取組に協力し、市町村合併について一層積極的に取り組む必要がある。その場合、都道府県は、都市圏及び地方圏並びに人口等の市町村の規模、立地条件等を踏まえ、地域の実情に応じた市町村の合併のパターンを作成し、国はそのための指針を提示すべきである。

また、このパターン等の作成に当たっては、まず郡単位、さらには広域市町村圏を考慮しつつ、併せて、医療、福祉、地域振興等の事務事業や施設ごとの適正規模、消防、廃棄物処理等の広域行政の実績など様々な要素を踏まえるべきである。

3. 市町村への事務権限の委譲等について

(1) 基礎的地方公共団体である市町村の重視

国、地方を通ずる行政の役割を見直す必要があり、国、都道府県からの市町村への事務権限の委譲に当たっては、都道府県の実務権限は広域的な地方公共団体としてふさわしいものに限定し、地方分権の担い手としての役割が期待される基礎的な地方公共団体である市町村に優先的に行われるべきである。

(2) 人口段階等に応じた市町村への事務権限の委譲

市町村への事務権限の委譲をすすめるべきであり、特に一定の人口規模等を有する市に積極的に事務権限の委譲をすべきである。この場合、「1 基本的考え方」の(3)の認識に立ち、次のような人口段階等に応じて事務権限をまとめて委譲すべきである。

政令指定都市

中核市

人口 20 万人以上の市

人口 10 万人以上の市

その他の市

町村

特に人口 20 万人以上の市及び人口 10 万人以上の市については、当面、以下のような措置を講ずるべきである。

人口 20 万人以上の市

中核市に準ずる事務権限の委譲をすすめるとともに、中核市の要件緩和等についても検討すべきである。

人口 10 万人以上の市（現在、福祉、廃棄物処理及び消防等の事務の状況からみて、地域住民への対人サービスを効率的に行うことができると考えられる一定の人口規模）

主体的な地域づくりを進めるとともに、より住民に密着したくらしづくりの行

政を展開する観点から、事務権限の委譲を進めるべきである。

(3) 市の要件

市の人口要件については、5万人以上という現行の要件を維持する。その上で、合併を促進する観点からの特例として、

市と市及び市と町村の対等合併で人口5万人に満たない場合にも市となることができることとする。

合併して人口4万人以上になる場合には市となることとすることができることとする。

4. 市町村合併の推進方策について

(1) 新しい市町村の建設、発展のための市町村建設計画の充実等

合併後の都市づくり、地域づくりが総合的かつ計画的に行われ、新市町村の発展が図られるよう、また、新たな視点に立って、事務や権限を活用して市町村の経営が行われるよう、合併に関する市町村建設計画の充実等を図るべきである。

(2) 旧市町村区域の振興

合併により、いわゆる旧市町村区域の活力が失われるのではないかという懸念について、合併に関する市町村建設計画において配慮すべきである。

なお、過疎債の発行等の特例が合併後も認められることや議員定数の特例などさまざまな制度上の手当がされていることについて周知させるべきである。

(3) 財政措置の拡充等

合併を促進するため、合併により政令指定都市や中核市等になる場合を含め、合併市町村の振興を支援する観点から、次のような財政措置を講ずるべきである。

合併算定替

合併市町村の建設整備・旧市町村区域の活性化等に係る財政措置の拡充

行政の一体化、住民の一体感醸成等に要する経費に対する財政措置

旧市町村の公債費負担格差の縮小等に要する経費に対する財政措置

なお、小規模市町村に関する地方交付税措置については、算定方法の簡明化を進めるとともに合理的かつ妥当な行政水準を確保する見地から、そのあり方を見直すこととする。

5. 合併が困難な小規模町村について

地理的条件等から合併が困難な小規模町村に対しては、都道府県や広域行政機構の支援、補完、代行による広域的、効率的な事務処理を一層推進すべきである。

6. 地方行革等について

(1) 地方公共団体（外郭団体等を含む）の行政改革を一層推進し、事務事業、組織・機構、定員等のスリム化を図るべきである。

(2) 市町村議会の議員定数については、人口段階を大括りにした上で、1~2割程度減

小さくすべきである。

- (3) 都道府県議会の議員定数についても、減少の方向で検討すべきである。
- (4) 政令指定都市における都道府県議会議員の定数のあり方について検討すべきである。
- (5) 都道府県知事、市町村長の多選のあり方については、かねてより賛否を含め議論のある問題でもあり、引き続き検討すべきである。
- (6) 小規模町村の組織形態（三役、議会を含む）の簡素効率化について検討すべきである。

当委員会としては、重要課題である地方への事務権限の委譲の具体的方策及び補助金のあり方、地方税財源などの諸問題については、今後、引き続き検討を行いとりまとめることとする。

以 上

自民党行革推進本部規制改革委員会重点的取組事項（ポイント）

平成 10 年 3 月 18 日

自動車運転免許

有効期間（現行 3 年間）の延長、更新手続の一層の簡素化 [警察庁]

強制水先案内

神戸港などにおける強制水先の必要な船舶の範囲の引上げ [運輸省]

通関手続、出入港手続

ペーパーレス化、ワンストップサービス化、組織の一体的運営についての検討
[運輸省]

車検期間

事業用トラックの有効期間（現行 1 年間）の延長 [運輸省]

警察庁

自動車運転免許証の有効期間の延長

自動車運転免許の有効期間について5年間とする方向で、また、更新手続についても一層の簡素化を行う方向で早急に調査及び検討を行い、平成11年5月までに結論を得る。

運輸省

強制水先の必要な船舶の範囲の引上げ

神戸港における強制水先の必要な船舶の範囲について、本年7月に現在の300t以上から、10,000t以上に引き上げる。

安全対策上の暫定措置として、3,000t以上10,000t未満の危険物船舶については、平成12年7月までを限りに強制水先の対象とする。

その他、本件実施に伴い港湾管理者が講ずべき安全対策及び雇用対策につき、国と市との間で本年7月までに結論を得る。

横浜、佐世保、那覇、関門の各港についても、早急に神戸港と同様の措置を講ずる。

運輸省

輸出入・港湾諸手続の簡素化・情報化

通関手続きについて、平成 11 年度に海上貨物通関情報処理システムを全面的に更改し、電子化する。

また、出入港の行政手続について、同システムとの連携を図り、平成 11 年度を目途にペーパーレス化、ワンストップサービス化を実現するとともに、中央省庁の再編成を踏まえ、同手続に係る組織の一体的運営について検討する。

運輸省

自動車検査証の有効期限の延長

事業用トラックの有効期間について、総重量 3.5t 以下の車輛の検査及び総重量 3.5t 超の車輛の初回検査を現行の 1 年から 2 年に延長する方向で検討し、平成 10 年度早期に結論を得る。

なお、コンクリートアジテータ（コンクリートミキサー車）についても、総重量 3.5t 以下の車輛と同様の措置を講ずる。